

平成 27 年度 第 1 回足立区総合教育会議 次第

平成 27 年 4 月 23 日（木）
午後 3 時 00 分～
足立区役所 8 階特別会議室

1 足立区総合教育会議の運営方法について

2 教育大綱策定に係る検討について

3 今後の会議日程について

4 その他

5 次回の予定

6 月 11 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
足立区役所 8 階特別会議室

【資料】

- 1 足立区総合教育会議運営規則（案）
- 2 足立区総合教育会議傍聴人規則（案）
- 3 教育大綱関係図（案）
- 4 足立区子どもの貧困対策について（プレゼン用資料）
- 5 教育委員会における計画中の教育施策について
- 6 足立区総合教育会議 事務日程（案）

第1回足立区総合教育会議 出席名簿

(構成員)

役職	氏名
区長	近藤 やよい
教育長	定野 司
教育委員（教育長職務代理者）	小川 正人
教育委員	桑原 勉
教育委員	花岡 惠三
教育委員	小川 清美

(関係職員)

役職	氏名
政策経営部長	長谷川 勝美
総合事業調整担当部長	秋生 修一郎
総務部長	大山 日出夫
地域のちから推進部長	井元 浩平
教育次長	山本 聖志
学校教育部長	宮本 博之
子ども家庭部長	伊藤 良久
政策経営課長	中村 明慶
総務課長	鳥山 高章
秘書課長	高橋 俊哉
地域文化課長	浅見 信昭
教育政策課長	杉岡 淳子
教育指導室長	浮津 健史

モニター

平成27年度
第1回足立区総合教育会議
(4月23日)

座席表

教育委員
花岡 恵三

教育委員
小川 清美

教育委員
小川 正人

教育委員
桑原 勉

教育長

足立区長

教育次長

学校教育
部長

子ども家庭
部長

教育政策
課長

教育指導
室長

(司会)
政策経営課長

政策経営
部長

総合事業調整
担当部長

総務部長

地域のちから
推進部長

総務課長

地域文化
課長

秘書課長

事務局

傍聴席

↑
出入口

○ 足立区総合教育会議運営規則（案）

平成 27 年 4 月 23 日
足立区総合教育会議決定

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 の規定に基づき、法に定めるもののほか、足立区総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の目的）

第 2 条 会議を通じて、区長と教育委員会が足立区の教育に関して重点的に講ずべき施策等について議論し、その方向性を共有することで、もって足立区にふさわしい教育を提供することを目的とする。

（会議の招集）

第 3 条 法第 1 条の 4 第 3 項の規定により区長が会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事件を付して、あらかじめ教育委員会に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 区長は、法第 1 条の 4 第 4 項の規定により、教育委員会から会議の招集の求めがあったときは、これを招集することができる。

（会議の構成）

第 4 条 会議は、区長、教育長及び教育委員をもって構成し、このうち教育委員は 2 名以上の出席を要するものとする。

2 前項の規定に関わらず、区長が緊急に会議を開催する必要があると認め、かつ、教育委員を招集する暇がない場合は、区長及び教育長の出席をもって会議を開催することができる。

（参考人及び関係職員）

第 5 条 区長及び教育委員会が協議のために必要があると認めるときは、参考人として関係者又は学識経験を有する者を会議に出席させ、当該協議すべき事項に関して意見を求めることができる。

2 区長及び教育委員会は、必要に応じて指名する関係職員を出席させることができる。

（会議運営）

第 6 条 会議運営は、区長が主宰する。

（協議事項）

第 7 条 会議において協議する事項は、次のとおりとする。

（ 1 ） 法第 1 条の 3 に規定する大綱の策定又は改廃に関すること。

- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他教育の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 幼児、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (4) その他、区長又は教育委員会が協議すべきと認める事項

(合意事項)

第 8 条 会議において協議した事項のうち、区長と教育委員会の双方の合意をもって、合意事項とする。ただし、このとき教育委員会においては、教育長及び出席する教育委員のうち半数以上の委員の合意があれば、教育委員会が合意したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 2 項の規定により開催した会議において、区長及び教育長が合意した事項については、会議終了後、速やかに教育長が教育委員へ報告する。
- 3 第 1 項及び前項により合意した事項については、区長及び教育委員会は、これを尊重してそれぞれの権限に属する事務を管理及び執行しなければならない。

(会議の公開)

第 9 条 会議は公開とする。ただし、次に掲げる場合は、会議の合意によりこれを公開しないことができる。

- (1) 個人の秘密を保つために必要があると認めるとき。
- (2) 会議の公正が害されると認めるとき。
- (3) その他公益上の必要があると認めるとき。

(傍聴)

第 1 0 条 会議を傍聴しようとする者は、区長に申し出なければならない。

- 2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成等)

第 1 1 条 区長は、会議終了後速やかに議事録を作成し、会議で非公開とした事項を除き、これを公表するものとする。

- 2 議事録には、区長及び教育長が署名する。

(事務局)

第 1 2 条 会議の事務局は、政策経営部政策経営課に置く。

- 2 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 2 3 日から施行する。

○ 足立区総合教育会議傍聴人規則（案）

平成 27 年 4 月 23 日
足立区総合教育会議決定

（目的）

第 1 条 この規則は、足立区総合教育会議の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴手続）

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、区長に申し出て、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならないものとし、会議終了までこれを所持しなければならない。

2 区長は、区長が指定する時間（以下「指定時間」という。）までに傍聴の申出をした者に対し、傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が第 4 条に定める定員に満たない場合は、指定時間を過ぎても定員となるまで傍聴の申出を受け付け、傍聴券を交付することができる。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に氏名及び住所を記入し、会議場に入室しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従って傍聴席に着かなければならない。また、傍聴を終え退室しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

（傍聴できない者）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることを許さない。

- （1）銃器その他危険なものをもっている者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）異様な服装をしている者
- （4）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、かさの類をもっている者
- （5）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を持っている者
- （6）その他区長が傍聴を不適当と認める者

（傍聴人の定員等）

第 4 条 傍聴人は、20 名をもって定員とする。ただし、区長が必要と認めたときは、定員を変更することができる。

2 定員を超える傍聴希望者があった場合、区長は、抽選により傍聴券交付者を決定する。

（議場への入場禁止）

第 5 条 傍聴人は、如何なる理由があっても議場に入ることを許さない。

（禁止行為）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- （1）議場における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- （2）談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により区長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第7条 傍聴人は、傍聴席において撮影又は録音等を行おうとするときは、あらかじめ区長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの規則に違背したときは、区長はこれに退場を命ずることができる。

2 前項の規定により区長が退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年4月23日から施行する。

別記様式(第2条関係)

別記様式（第 2 条関係）

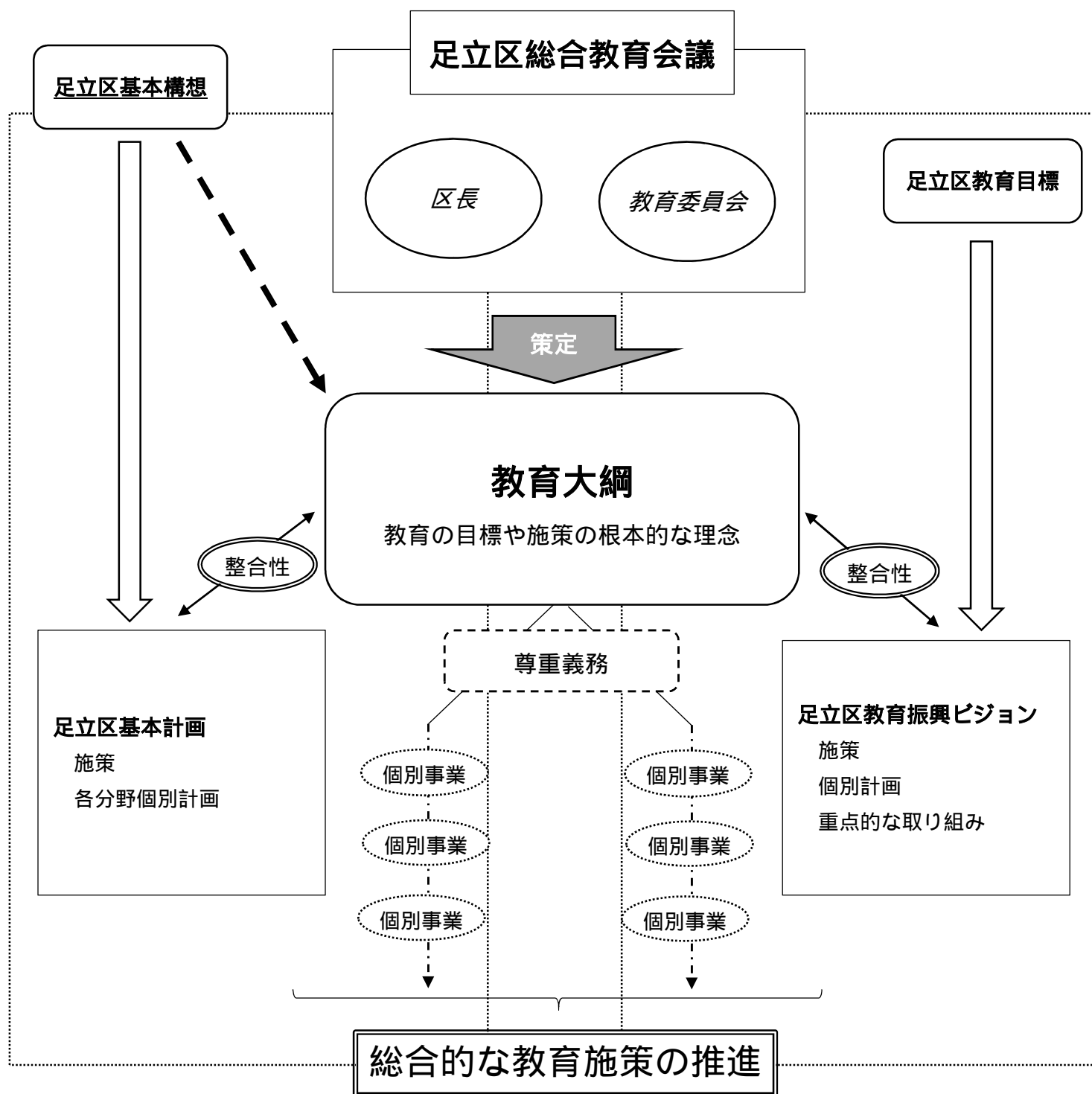
（表）

傍 聴 券	
傍 聴 人	住所 氏 名
年 月 日	
足立区総合教育会議	

（裏）

足立区総合教育会議傍聴人規則（抜粋） 第 2 条 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に氏名及び住所を記入し、会議場に入室しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従って傍聴席に着かなければならない。また、傍聴を終え退室しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。 第 5 条 傍聴人は如何なる理由があっても議場に入ることを許さない。 第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 （ 1 ） 議場における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しないこと。 （ 2 ） 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。 （ 3 ） はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 （ 4 ） 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により区長の許可を得たときは、この限りでない。 （ 5 ） 飲食又は喫煙をしないこと。 （ 6 ） みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。 （ 7 ） その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。 第 7 条 傍聴人は、傍聴席において撮影又は録音等を行おうとするときは、あらかじめ区長の許可を得なければならない。 第 8 条 傍聴人がこの規則に違背したときは、区長はこれに退場を命ずることができる。 2 前項の規定により区長が退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

教育大綱関係図（案）



教育大綱と各構想、計画との関係

- ・基本構想の理念に基づく
- ・基本計画と教育振興ビジョンの計画とは整合性を保つ
- ・関係する各事業は、教育大綱の理念を尊重する義務が生じる

子どもの貧困対策元年スタート！

貧困の連鎖に楔

～ 施策の背景とライフステージごとの対策～

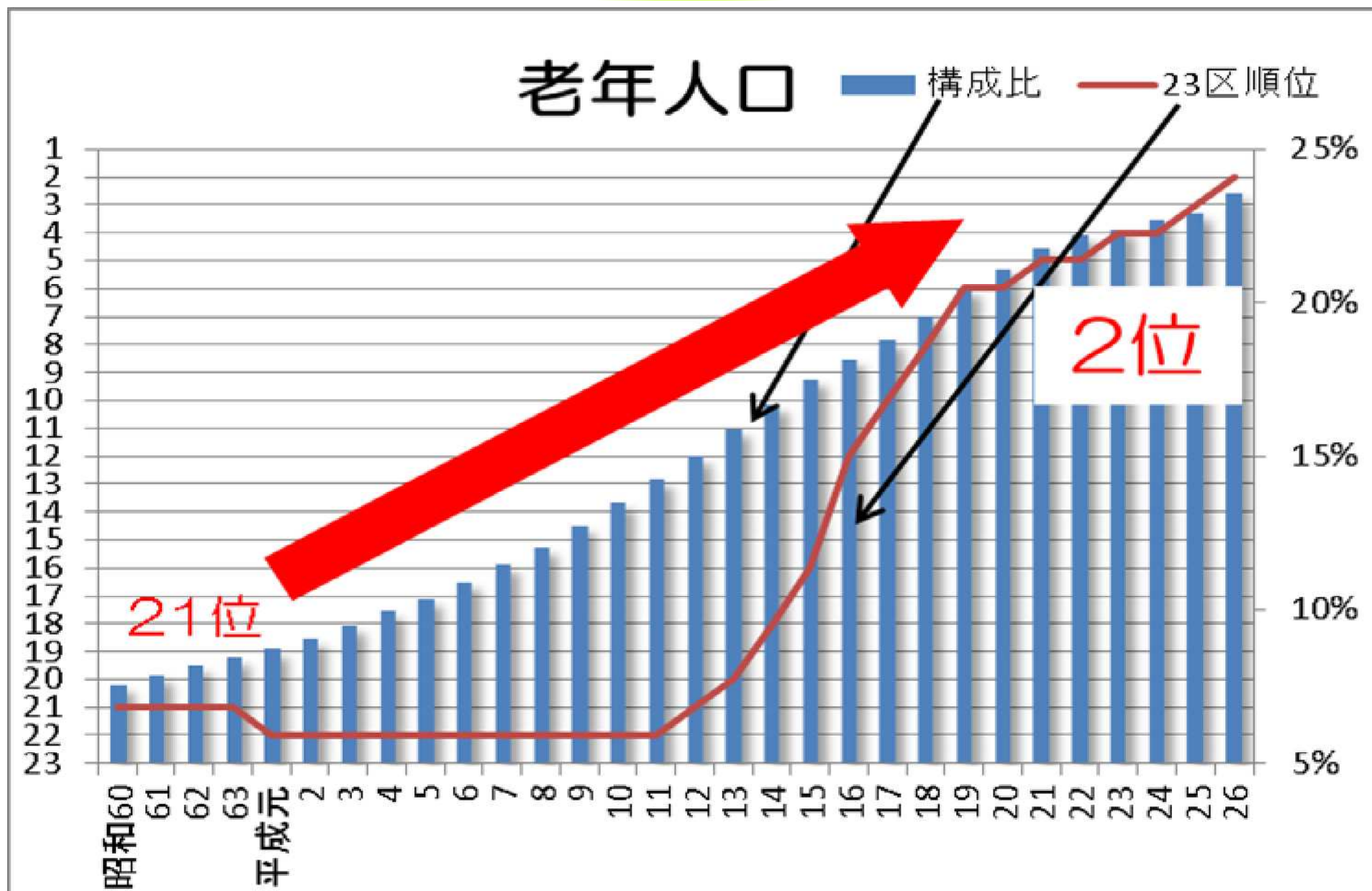
平成27年4月23日

足立区長 近藤 やよい



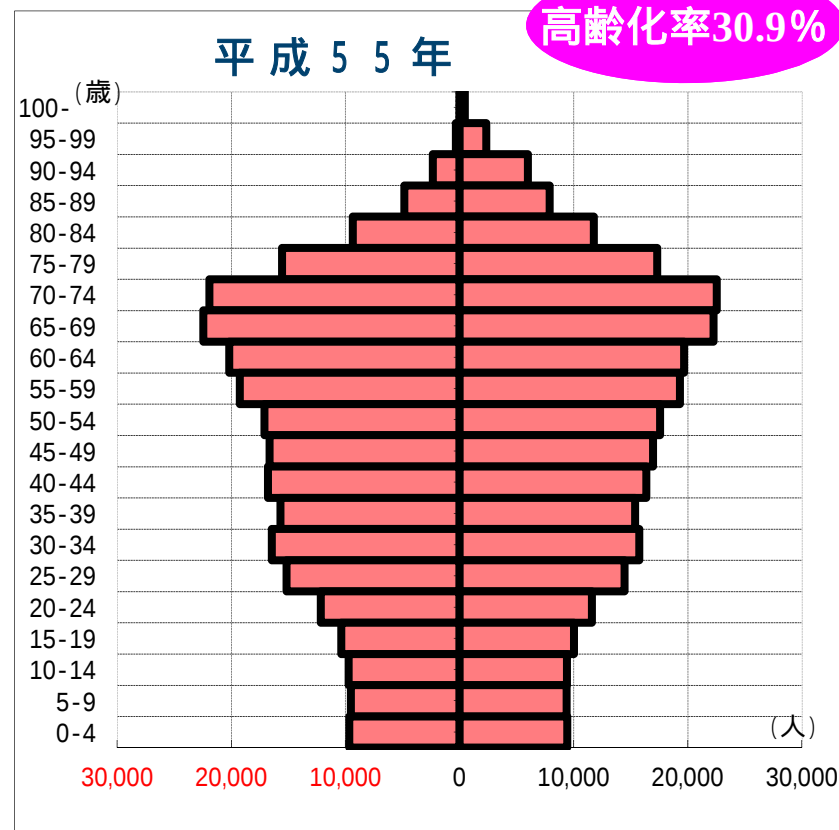
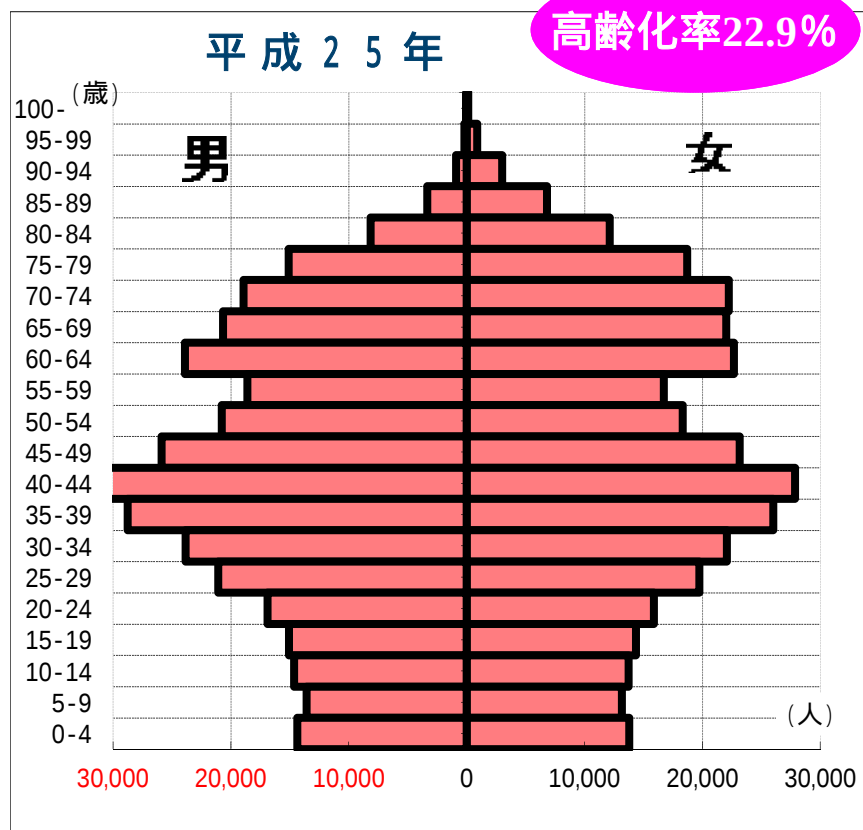
見えづらい人口構造の変化

足立区における65歳以上(老年人口)の人口推移



今後の人口推計 (高齢化・年齢別人口の推計)

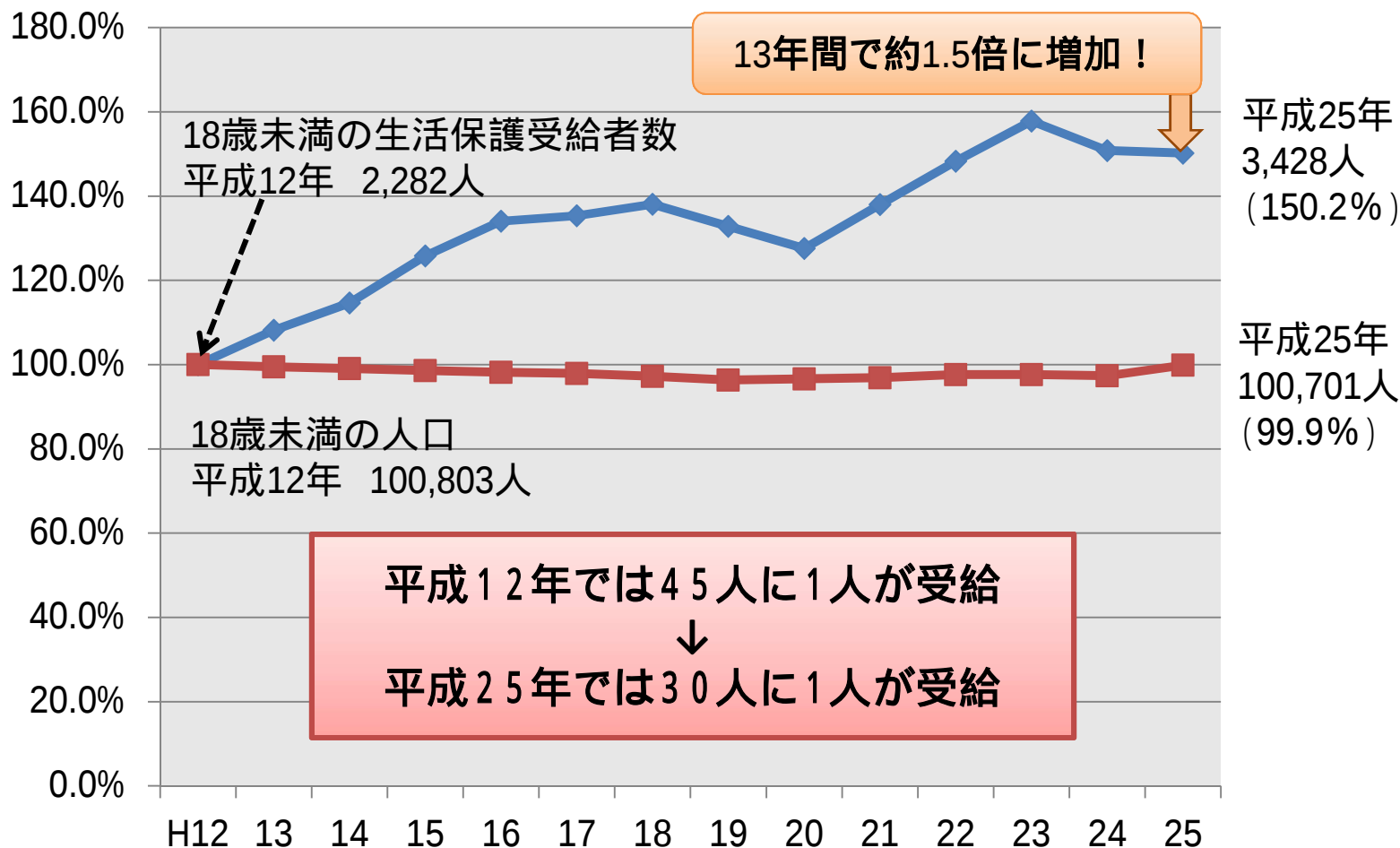
各年1月1日推計



現役世代一人ひとりにかかる負担が増していく中、子どもの貧困は足立区の将来に関わる切実な問題である。

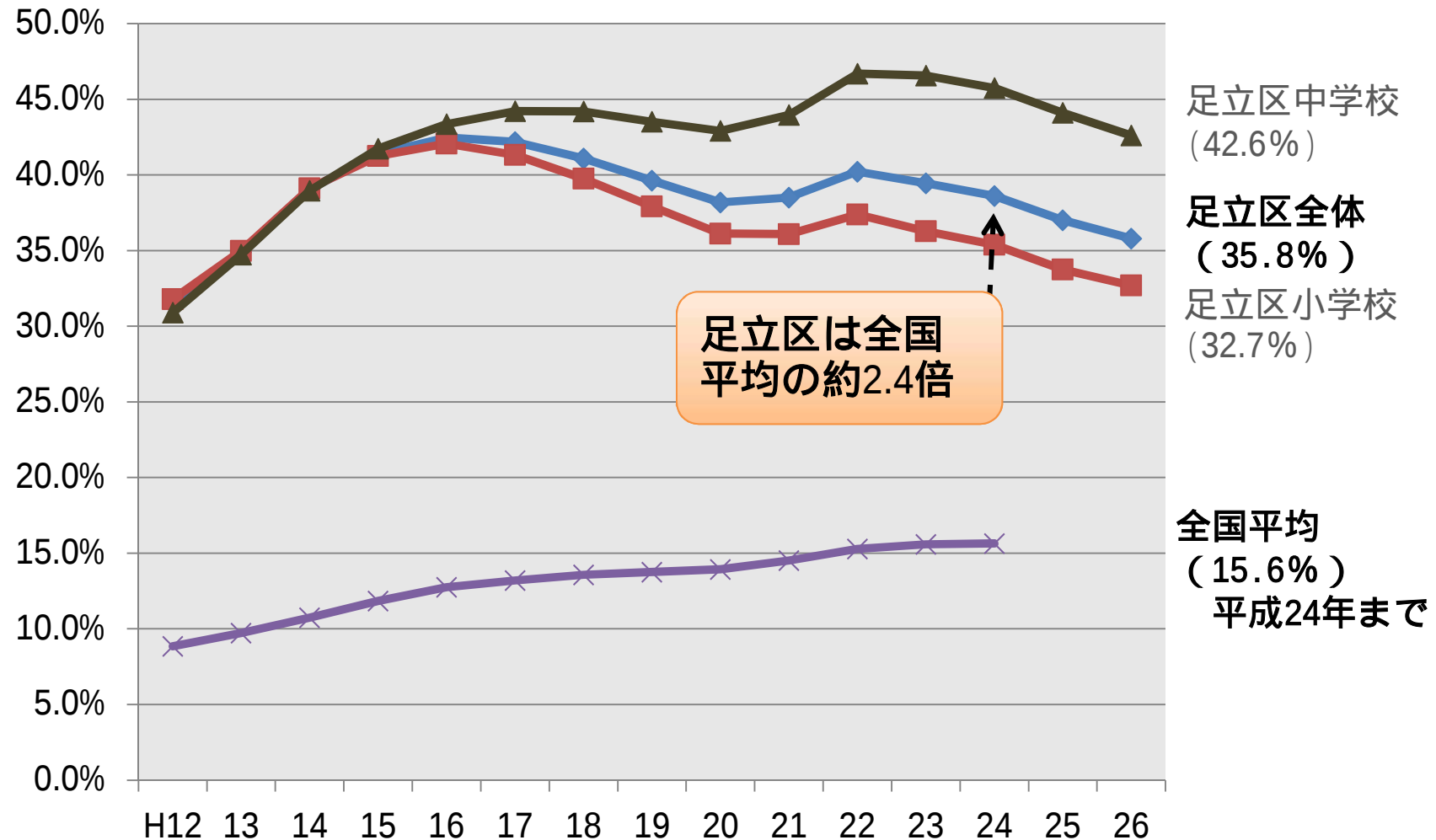
なぜ今、足立区で
子どもの貧困対策
なのか？

足立区の18歳未満の人口がほぼ横ばいで推移する中、生活保護受給者数は増加している。



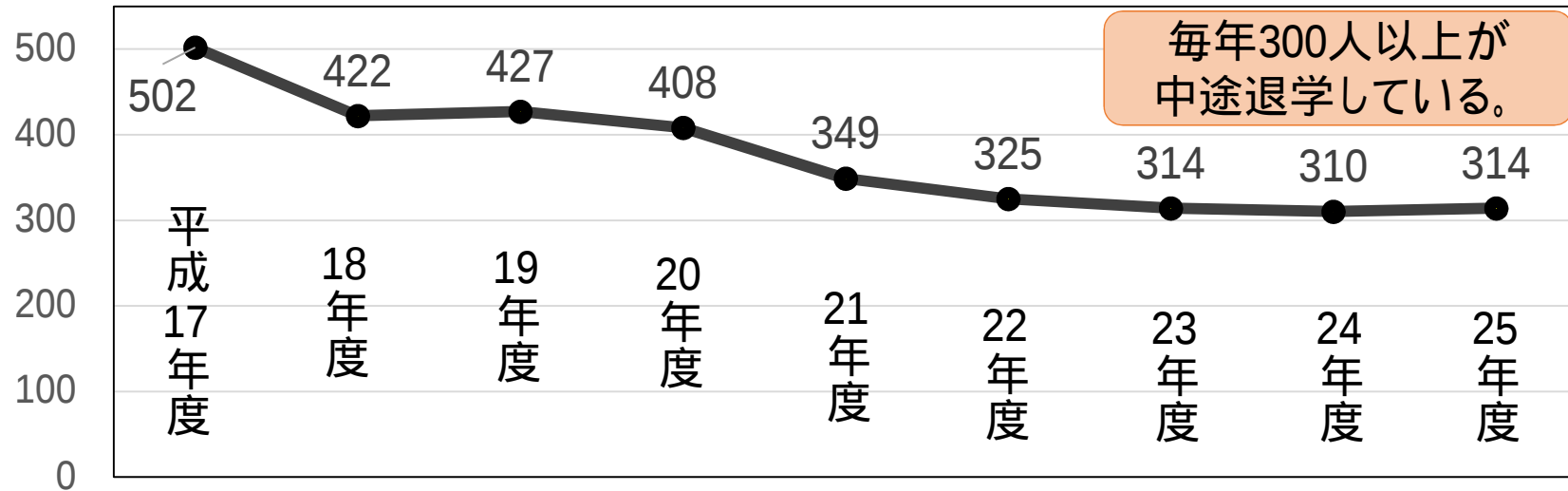
平成12年を100%とした場合の
足立区の18歳未満の人口及び生活保護受給者数の推移

就学援助認定率の推移

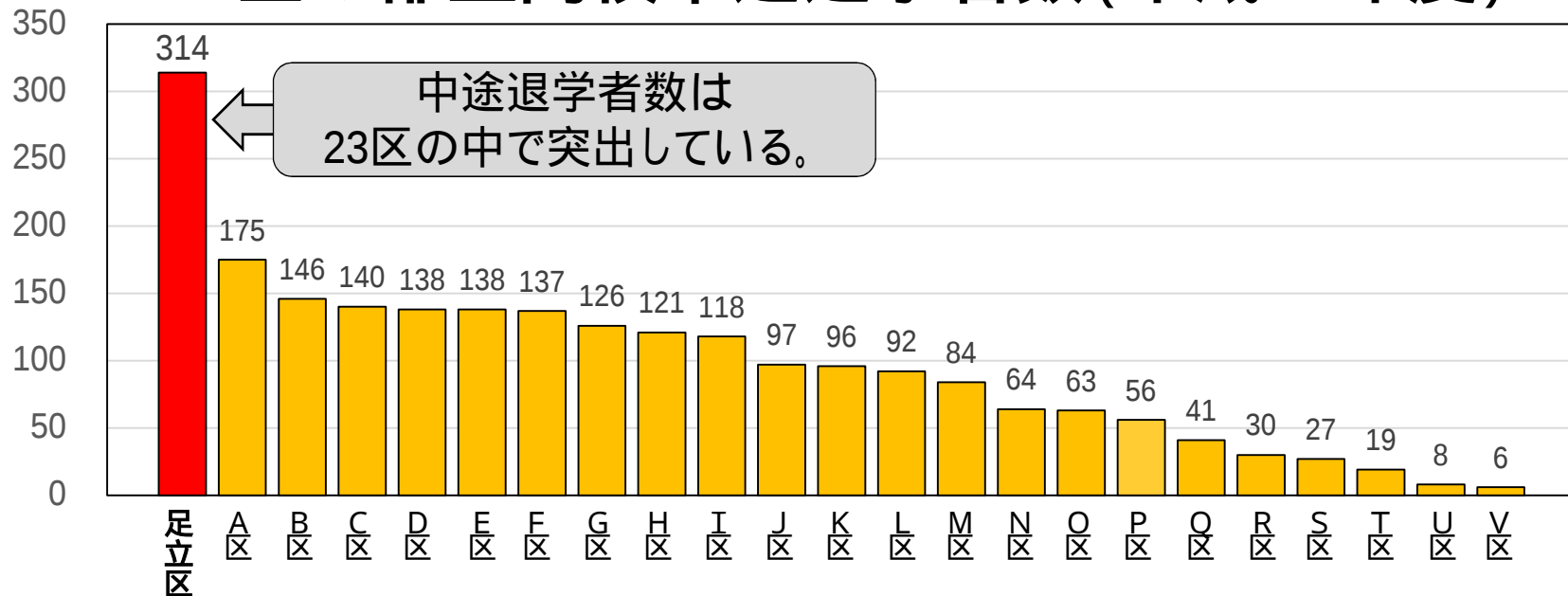


足立区小中学校の就学援助認定率の推移及び全国平均との比較

区内の都立高校中途退学者数の推移



23区の都立高校中途退学者数(平成25年度)



未来を支える子ども支援

Ⅱ

貧困の連鎖を断つ

Ⅱ

子どもたちに夢と希望の持
てる将来を

Ⅱ

区の安定的成長

— ライフステージごとの
早めできめ細かな 対策 —

対策元年

親・子ども

- 産まれる前から支援する
- 各種健診を強化する
- 元気なところとからだをつくる

～ 小学生

- 就学に備える
- 学習環境を整える
- 学びを支援する

予防

全ての
子どもたち
若者たちの
将来に「夢」
と「希望」を

中学生

- つまずきの克服を支援する
- 学習環境を整える
- 学ぶ意欲・生活を支援する

高校生 ～

- 高校中退を予防する
- 大学進学を応援する
- 就労訓練・準備を支援する

救う

連鎖を
断つ

「6つの新規事業」と「3つの拡充事業」
を27年度予算に組み込みスタートする

子どもの健康・生活実態調査の実施

【調査対象】

小学1年生(予定)

【調査内容】

子どもや保護者の生活
実態・健康、貧困を測る指
標などを質問

【貧困指標項目】

食費、就学前の養育費、所得など

【生活実態・健康の項目】

むし歯の有無、就寝・起床時間、
朝食摂取習慣など

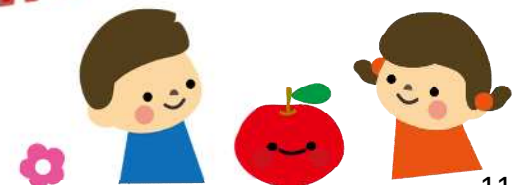
【地域力など環境の項目】

近所との交流方法、頼れる人の数 など

【分析】

国立成育医療研究センターが回答を分析し、結果を区へフィードバック

課題の明確化と、
優先して取り組む施策の構築！



産まれる前から支援する

母子健康手帳交付時の妊娠届出書・アンケート調査項目の充実

妊娠届出書・アンケート の項目を追加・変更

- ・健康保険加入状況
- ・妊娠がわかった時の気持ち
- ・経済的な不安の有無
- ・その他の困ったこと（健康状態・相談相手・家族）

あらたに把握できること

- ・生活の不安定さや妊婦の経済状況
- ・生まれてくる子どもへの育児不安

子どもの貧困
対策の第一歩

ハイリスク家庭の..

早期発見・早期支援



見つける

社会的ハイリスク群
を早期に発見・訪問

つなぐ

関連の行政機関
や民間NPO法人
等につなぐ

支える

関係機関で連携
して重層的な支
援を実施

就学に備える

新規 予算額 8,114千円

そだちチューター 2名 配置

～ 就学前の発達課題 を 早期発見・支援 ～

子どもの発達に知見を有する臨床心理士等を採用

「気になる子」に応じた支援計画による丁寧な対応

療育機関と連携、小学校へ引き継ぎ

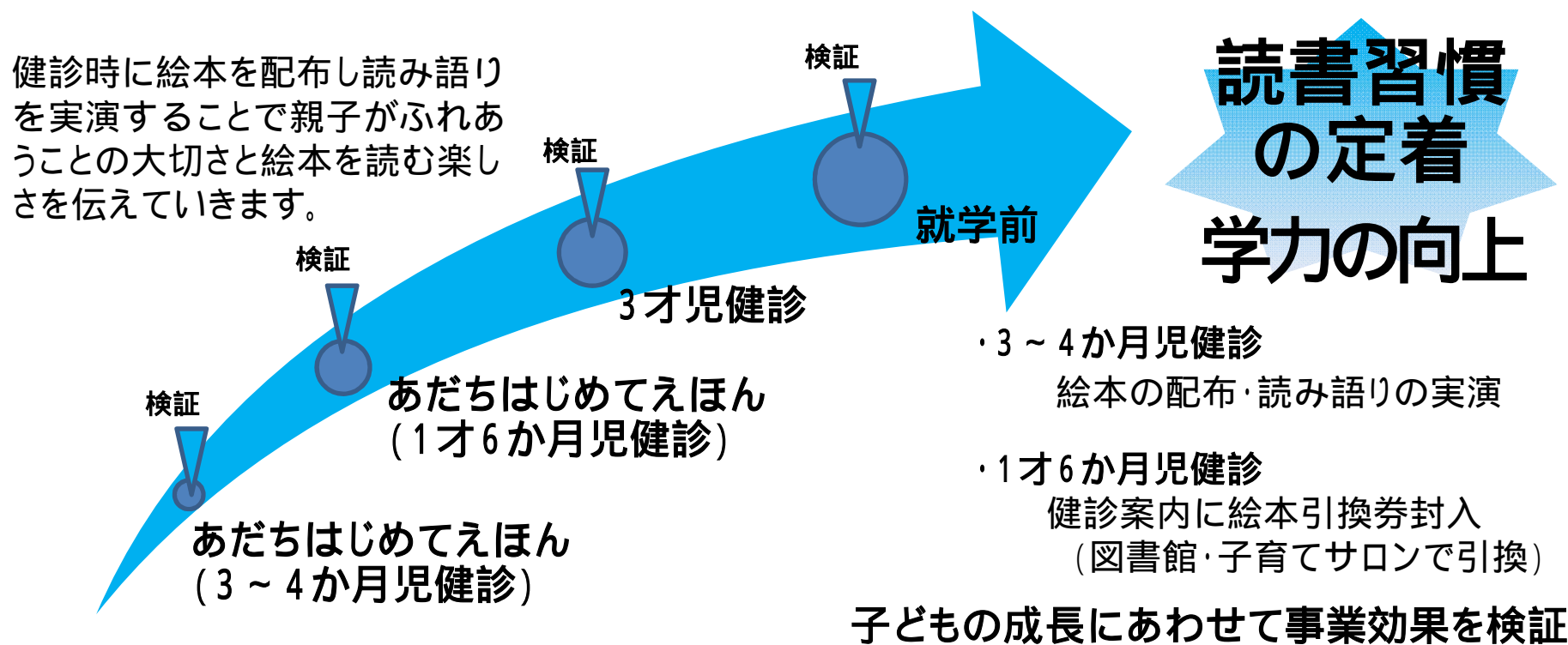
H27年度は、公立保育園6園程度へモデル導入

就学に備える

[新規] 予算額 8,226千円

あだち はじめてえほん 事業

～すべての子どもに絵本に親しむ機会を提供していきます～



子どもたちの社会性や学力の向上につなげ、“学び”を応援していきます

副担任講師制度の再構築

～ より具体的な課題の解決に向け特化 ～

予算 12,023千円増
人員 19名増

平成26年度
479,736千円(137名)

平成27年度
491,759千円(156名)

副担任講師

小・中115名

【終了】

そだち指導員

小7名

【拡充】小69名

教科指導専門員

中15名

【拡充】中30名

【小学校未実施】

【拡充】小20名

生活指導員

【新規】中37名

学びを支援する

新規 予算額 14,652千円

スクールソーシャルワーカー (SSW)を小中学校に導入

児童・生徒の抱える困難な課題へ対応

社会福祉等の専門的知識と技術を活用

関係機関とのネットワーク構築、支援の強化

3名採用、モデル地区を重点に配置

就労を支援する

高校生



仕事について考える きっかけづくり

高校生
キャリア教育

区内高校の1・2年生を対象に、働くことや将来について考える
特別授業を実施(27年度は4校を予定)

若者



ニート・フリーター
からの脱却
ひきこもりからの自立

あだち若者サポートステーション
セーフティネットあだち

社会生活に必要な
知識とスキルを習得

【新規】 区内大学1校との連携を予定
発達障がい青年期・成人期支援

女性・ 中高年



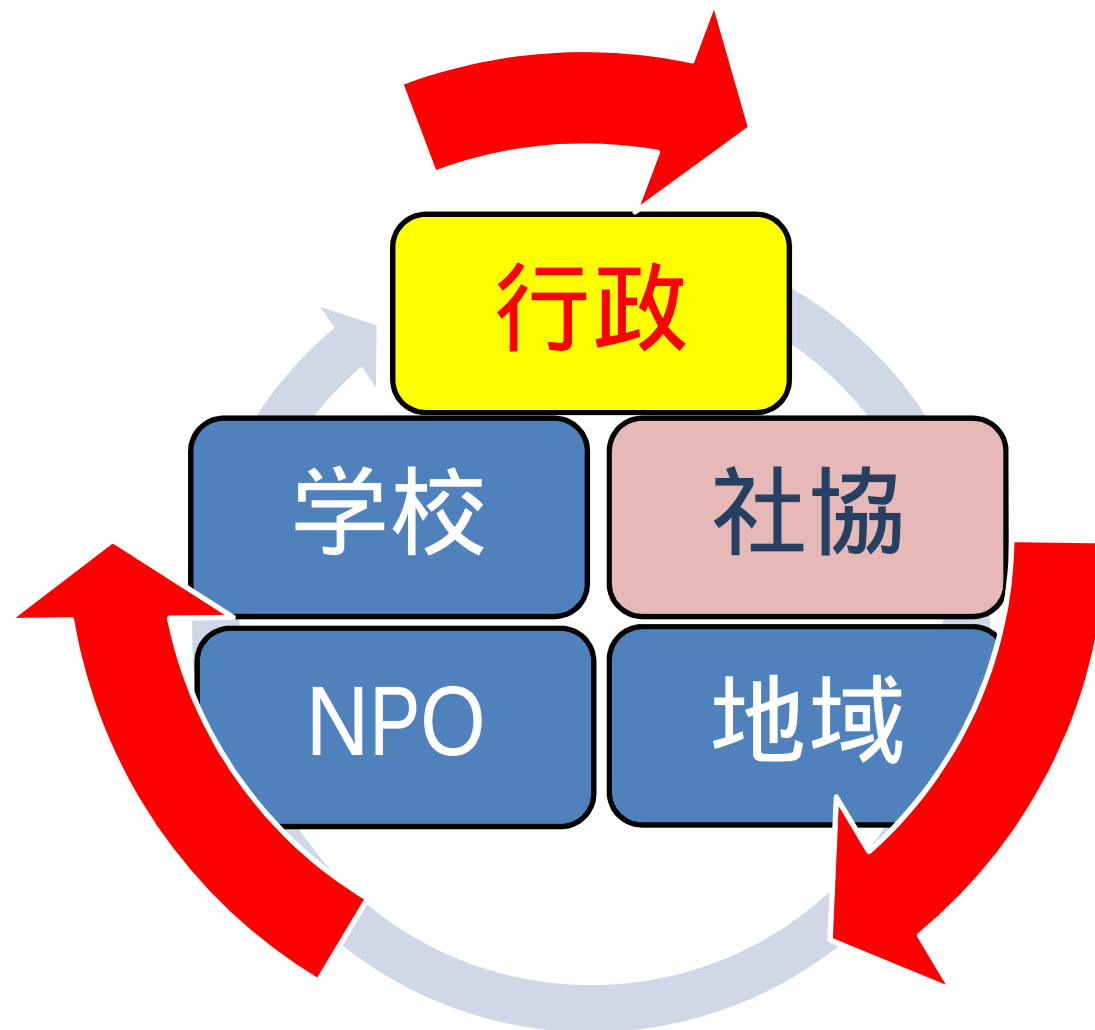
就労機会の提供と
就労スキルアップ

マンスリー就職面接会・事前セミナー

国家資格取得期間
中の生活を支援

【拡充】 給付金の支給期間を
2年から4年に延長
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

つながることで貧困連鎖を断ち切る



子どもの
未来のために、

今。

新たなステージへ

- 子どもたちに明るい未来を 成長を実感できる教育を！ -

子どもたちに「できた！」「わかった！」の喜びを 教師に教え、育てることのすばらしさを 地域・保護者に見守ることの生きがい

現在計画中の教育施策について

ビューティフル・スクール運動

* Beautiful - school Movement

あだち U16 教育プログラム

* 教育大綱の柱

高校中退者問題への対応

* 「高1クライシス（危機）」への対応

QU 検査の実施

* 児童・生徒理解力の向上
* いじめ問題への対応

どんな内容？

各小中学校のよいところを発見・発信

* Beautiful = よい、立派、素晴らしい etc.
< 具体的には >
BS 運動 BS 宣言 BS 認証校など

本区の教育施策を教育大綱の柱として再編

* 高校中退者問題も視野に入れ「16 歳以下」
< 具体的には >
就学前から中卒までを視野に入れた総合施策
基礎学力定着に関する教育施策の推進を継続
< 具体的には >
教科指導専門員、学力定着指導員の拡充配置
そだち指導員の小学校全校配置
中学校における補充学習体制の構築と定着化など

「高1クライシス（危機）」への対応

* 特に高1で中退者が多い現状を踏まえ
< 具体的には >
中・高連絡会議の開催、相談窓口など

科学的な手法に基づく児童・生徒理解

* hyper - QU により学級の人間関係を把握
< 具体的には >
27 年度は試行実施（希望校）実施時期は 10 月～11 月
対象は小5～中3

ねらいは？

区の施策との連携

規範意識等の醸成

発達段階に即して諸
施策を体系化

子どもの学力を保障
する重層的な手立て

本区独自の教育プロ
グラムの策定

貧困の連鎖を断ち切る
各段階への対応（小1ブ
ロblem→中1ギャップ
→高1クライシス）

教員の指導力の向上

いじめの早期発見、対
応にも役立つ

足立区総合教育会議 事務日程(案)

日程		教育委員会スケ	総合教育会議の開催時期と議題内容
4月	上旬	4/3協議会 4/10定例会	第1回 総合教育会議(4/23) 総合教育会議の運営方法とその決定、教育大綱策定に向けた検討(関係する部の意見交換含む)、会議日程案の提示
	中旬		
	下旬	4/23協議会	
5月	上旬		
	中旬	5/14定例会	
	下旬	5/28協議会	
6月	上旬		第2回 総合教育会議(6/11) 教育大綱の内容検討(1回目)
	中旬	6/11定例会	
	下旬		
7月	上旬	7/2協議会	第3回 総合教育会議(7/23) 教育大綱の内容検討(2回目)
	中旬	7/13定例会 7/23・31協議会	
	下旬		
8月	上旬	8/7定例会	第4回 総合教育会議 学識経験者による意見聴取 意見聴取対象関係者の範囲確認
	中旬		
	下旬	8/27協議会	
9月	上旬	9/3協議会	第5回 総合教育会議 第4回までの内容に係る関係者等からの意見聴取 (小中校長会、高等学校校長、社会教育委員、保育園・幼稚園長等) 第6回 総合教育会議 第4回までの内容に係る関係者等からの意見聴取 (保育・幼稚園父母の会、小中PTA、開かれた学校づくり協議会、スポーツ関連団体等)
	中旬	9/11定例会	
	下旬	9/24協議会	
10月	上旬		第7回 総合教育会議 第5・6回の意見聴取の反映
	中旬	10/15定例会	
	下旬	10/29協議会	
11月	上旬		第8回 総合教育会議 教育大綱の最終報告、27年度総括、 28年度以降の総合教育会議の方向性の検討等
	中旬	11/12定例会 11/19協議会	
	下旬		
12月	上旬		
	中旬	12/11定例会	
	下旬	12/24協議会	
1月	上旬	1/7定例会	
	中旬		
	下旬	1/22協議会	
2月	上旬	2/4定例会	教育大綱の区長決定
	中旬	2/12協議会	
	下旬		議会報告
3月	上旬		
	中旬	3/14定例会	
	下旬	3/31臨時会	